

令和6年度雲南市太陽光発電設備等導入促進事業に係る補助金について

雲南市では、新エネルギーの導入を促進するため、住宅用及び事業所用の太陽光発電設備並びに蓄電池設備を設置する方に対して、設置費の一部を補助する事業を実施します。

1. 住宅用太陽光発電設備設置

(ア) 補助の条件、対象等

- * 雲南市内に居住する個人もしくは居住予定の個人が、雲南市内の住居（店舗兼併用住宅を含む。新築、既築共に可。）に未使用の太陽光発電システムを設置する場合。
- * 電力会社と受給契約を行うこと。
- * 本補助金交付決定後に事業着手すること。
- * 2025年2月末日までに必要な書類を揃えて実績報告書の提出ができること。
- * 2023年度までに本事業による太陽光発電システム導入に係る市補助金の交付を受けていないこと。
- * 申請日時点に申請者において市税等（雲南市に納付すべきもの）の滞納がないこと。
（対象税目等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、老人保護措置費用徴収金、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料、学校給食費、幼稚園保育料）
- * 太陽光発電システムが設置済である建売住宅の購入については、補助対象外です。

(イ) 補助の対象機器

- * 住宅用として設置するもので、配電線と逆潮流有りで連系等している太陽光発電システムであること。
- * 太陽電池の公称最大出力の合計値もしくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれかが10キロワット未満であること。
- * 未使用品であること。（中古品及びリース機器は対象外）

(ウ) 補助金額

- ① 雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人（契約名義は市内事業所名義）または個人事業者と工事請負契約（設置工事及び機器購入）を締結して設置する場合
→ 最大出力1kwあたり30,000円（補助上限4kw）
- ② 島根県内（雲南市を除く）に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者と工事請負契約（設置工事及び機器購入）をしてパナソニックソーラーシステム製造株式会社製品（下記の（エ）の型番に限る）を設置する場合
→ 最大出力1kwあたり30,000円（補助上限4kw）
- ③ 島根県内（雲南市を除く）に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者と工事請負契約（設置工事及び機器購入）を締結して設置する場合
→ 最大出力1kwあたり25,000円（補助上限4kw）

- * 太陽電池の公称最大出力合計値とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い方の値を補助金額算出の「k w」とする。
- * 最大出力は、小数点以下第2位未満を切り捨てる。
- * 補助金額は千円未満の端数を切り捨てる。
- * この補助金には「島根県の再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金」が含まれています。

(エ) パナソニックソーラーシステム製造株式会社が取扱う太陽光セルを用いた型番 (参考)

パナソニック HIT 住宅用

VBHN255WJ01	VBHN120SJ44
VBHN252WJ01	VBH070WJ01R/L
VBH245WJ03N	VBHN232SJ52
VBHN245SJ44	VBHN238SJ23
VBHN120WJ01	VBHN120SJ08

(オ) その他

- * 事業内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。
- * 本事業による市補助金の交付は、1申請者1回限りです。
- * 補助金は、申請者名義の口座へ振込みます。

2. 事業所用太陽光発電設備設置

(ア) 補助の条件、対象等

- * 雲南市内に既にある事業所等もしくは雲南市内に建設を予定している事業所等の屋根等に法人等が未使用の太陽光発電システムを設置する場合。
- * 電力会社と受給契約を行うこと。
- * 本補助金交付決定後に事業着手すること。
- * 2025年2月末日までに実績報告書の提出ができること。
- * 申請日現在、申請法人（申請者が個人事業者の場合は、申請者個人）において市税等（雲南市に納付すべきもの）の滞納がないこと。
(対象税目等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、老人保護措置費用徴収金、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料、学校給食費、幼稚園保育料)

(イ) 補助の対象機器

- * 事業所用として設置するもので、配電線と逆潮流有り連系される太陽光発電システムであること。
- * 太陽電池の公称最大出力の合計値もしくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値について特段の制限はないが、補助対象は9.99キロワットを上限とする。
- * 未使用品であること。(中古品及びリース機器は対象外)

(ウ) 補助金額

①雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人(契約名義は市内事業所名義)または個人事業者と工事請負契約(設置工事及び機器購入)を締結した場合

→最大出力1kw当たり30,000円(補助上限9.99kw)

②島根県内(雲南市を除く)に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者と工事請負契約(設置工事及び機器購入)をしてパナソニックソーラーシステム製造株式会社製品(下記の(エ)の型番に限る)を設置する場合

→最大出力1kwあたり30,000円(補助上限9.99kw)

③島根県内(雲南市を除く)に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者と工事請負契約(設置工事及び機器購入)を締結して設置する場合

→最大出力1kwあたり25,000円(補助上限9.99kw)

*太陽電池の公称最大出力合計値とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い方の値を補助金額算出の「kw」とする。

*最大出力は、小数点以下第2位未満を切り捨てる。

*補助金額は千円未満の端数を切り捨てる。

(エ) パナソニックソーラーシステム製造株式会社が取扱う太陽光セルを用いた型番(参考)

「1.住宅用太陽光発電設備設置」の(エ)に同じ。

(オ) その他

*事業内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

*本事業による市補助金の交付は、1申請者1回限りです。

*設置建物に係る登記事項証明書を添付してください。

(既設の事業所社屋に設置する場合は交付申請書に、新設の事業所社屋に設置する場合は実績報告書に添付ください。)

*補助金は、申請者名義の口座へ振込みます。

3. 蓄電池設備設置

(ア) 補助の条件、対象等

*新規または既設の太陽光発電設備と電力系統を繋ぐものであること。

*本補助金交付決定後に事業着手すること。

*2025年2月末日までに実績報告書の提出ができること。

*2023年度までに本事業による蓄電池設備導入に係る市補助金の交付を受けていないこと。

*申請日現在、申請者において市税等(雲南市に納付すべきもの)の滞納がないこと。

なお、申請者が法人の場合は該当するものに限る。

(対象税目等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、老人保護措置費用徴収金、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料、学校給食費、幼稚園保育料)

(イ) 補助の対象機器

*蓄電容量が1キロワットヘルツ以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができること。

*未使用品であること。(中古品及びリース機器は対象外)

(ウ) 補助金額

①雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人(契約名義は市内事業所名義)または個人事業者と工事請負契約(設置工事及び機器購入)を締結した場合

→100,000円

②島根県内(雲南市を除く)に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者と工事請負契約(設置工事及び機器購入)を締結した場合

→50,000円

*補助金額は千円未満の端数を切り捨てる。

(エ) その他

*事業内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

*本事業による市補助金の交付は、1申請者1回限りです。

*補助金は、申請者名義の口座へ振込みます。

4. 申請書受付期間の終了について

補助申請額が予算額に達したとき又は令和6年11月30日時点で終了します。

終了する際は市のホームページにおいてお知らせします。

5. 交付申請書・実績報告書等の提出について

交付申請書は、必要書類が全て揃ったものを受け付けます。

実績報告書には、太陽光パネルの設置枚数を確認できる写真や蓄電池の設置状況を確認できる写真を必ず添付してください。

状況に応じて、別途関係資料の提出を依頼することがあります。

6. アンケートへの協力について

補助金申請者へのアンケートを実施(送付)する場合がありますので、ご協力をお願いします。

7. 書類の提出先

雲南市役所市民環境部環境政策課、各総合センター市民福祉課又は市民サポート課

※申請書等の様式は、市のホームページに掲載しています。

8. 問い合わせ先

雲南市役所 市民環境部環境政策課環境政策グループ

郵便番号 699-1392

住 所： 島根県雲南市木次町里方521番地1

電 話： 0854-40-1033

F A X： 0854-40-1039

メール： kankyouseisaku@city.unnan.shimane.jp